

令和7年度都道府県医師会 学校保健担当理事連絡協議会



理事 當間 隆也

都道府県医師会学校保健担当理事連絡協議会 次 第

テーマ「続・学校における健康診断」

日時：令和8年1月30日（金）
14：00～16：00

場所：日本医師会館および都道府県医師会館
（Web会議）
（日本医師会館503会議室より配信）

座長 学校保健委員会 委員長 加藤 智栄

1. 開会挨拶 日本医師会 会長 松本 吉郎

2. 議事

①「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」について
（講師：文部科学省 学校保健対策専門官 赤星 里佳）

②日本医師会「学校保健委員会」答申の方向性
学校健診 WG
（講師：東京都医師会 理事 弘瀬 知江子）
メンタルヘルス WG
（講師：明治学院大学 教授 小林 潤一郎）

③機器を用いた側弯症検診の現状
（講師：日本臨床整形外科学会 顧問 新井 貞男）

④鹿児島県の学校医体制
（講師：鹿児島県医師会 常任理事 立元 千帆）

⑤アンケート結果報告
（講師：日本医師会 常任理事 渡辺 弘司）

⑥質疑応答

3. 閉会挨拶 日本医師会 副会長 茂松 茂人

令和8年1月30日（金）、「続・学校における健康診断」をテーマに、都道府県医師会学校保健担当理事連絡協議会がオンライン形式で開催されました。その概要と印象を紹介いたします。

以下の5つの議事がありました。

(1)「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」について

赤星里佳文部科学省学校保健対策専門官の報告です。上記検討会が令和7年5月に設置され令和10年3月まで議論されること、主な検討事項は、①健康診断の今日的意義の再確認、②プライバシーに配慮した適切な実施方法、③学校医や養護教諭の負担軽減、④原則6月30日までとされる実施期限の緩和、⑤ICT活用による効率化、との説明がありました。また、「心の健康」を含む健康課題に対し、好事例の収集・分析を通じて具体的な対応手法を開発することを目的とした調査研究事業を実施していることも報告されました。

(2) 日本医師会「学校保健委員会」答申の方向性について

1) 学校健診 WG

弘瀬知江子東京都医師会理事が、①学校健診の期日、②重点的健康診断、③不登校児童への健診、④健康教育、⑤養護教諭から学校医へ希望すること、の提言について説明がありました。

①については、身長・体重、視力・聴力などの基本項目は従来通り6月30日までの実施し、その他の項目は年度内に速やかに実施するべきとした一方、学校と教育委員会の協議などにより柔軟な対応をするようにとのことでした。議論は始まったばかり。もっと踏み込んだ提言をして頂けることを期待しています。

2) メンタルヘルス WG

小林潤一郎明治学院大学教授から、児童生徒のメンタルヘルス対策等について説明がありました。良好なメンタルヘルスを「意欲や

自己肯定感が高い状態」と定義し、治療から健康増進まで連続的な支援を行う重要性を強調されました。早期支援を重視し適切な環境調整を行うこと、5歳児健診の結果を保護者の同意の下で共有し就学前から途切れない支援を行う仕組みづくり、専門医が学校を訪問し教職員へコンサルテーションを行うなどの現場を支える体制構築等が効果的と考えられるなどのお話でした。

メンタルヘルスの課題は児童生徒に限らず教員にとっても深刻な問題であり、教育と医療の連携は不可欠です。ただ医療側も多忙な環境にあります。理想的ですが実行可能なのかと思いました。教育側も医療側も、お互いに負担が増えないよう効率的・効果的な方策を模索する必要があると感じています。

(3) 機器を用いた側弯症検診の現状について

新井貞男日本臨床整形外科学会顧問から、運動器検診の事後調査では、側弯症が診断名の47.2%を占めていること、特に小学校5年生以降の女子において急増する傾向がみられる等の報告がありました。機器を用いた検診の導入自治体は14.2%にとどまってはいるものの、脱衣の問題と学校医の負担軽減を解決する手段として注目されています。ただ、いずれの機器も一長一短、測定誤差が生じる限界があり、X線撮影の代替となるものではなく、最終的には医師による視触診を基本とした検診が重要であるとのこと。機器の普及はまだまだ先になりそうだとの印象を持ちました。

(4) 鹿児島県の学校医体制について

立元千帆鹿児島県医師会常任理事より、鹿児島県における諸課題と持続可能な「鹿児島体制」の構築に向けた検討状況等のお話がありました。①広大な県域をカバーできない、②多くが医療過疎地、③学校医不在、④深刻な専門医不足（眼科・耳鼻科）等、沖縄県と類似の問題が聞かれました。医師の82%が学校医をやりたくないとのアンケート結果は衝撃的でした。学校医の心の問題も大事な課題ではないでしょうか。

ただ、鹿児島県医師会では、

1. 重点的健診：全学年ではなく、成長の節目に健診を行う。
2. 集約健診：行政と協働し複数校健診方式へ転換する。
3. 学校報酬の相対的値上げ：業務量の半減と報酬総額の据え置きで、実質的単価を2倍にする。

という3つの解決策を「鹿児島体制」として提案していました。

実行可能性はさておき、医師会としてしっかり課題を把握し、検討し、提案しているという組織体制、実行力にとっても感銘を受け、羨ましく思いました。我々沖縄県医師会も頑張らないといけないと刺激を受けました。

(5) アンケート結果報告について

渡辺弘司日本医師会常任理事より、全国の学校医の活動状況に関するアンケート結果等の報告がありました。以下のことは知っておくべきことと思いました。

- ・「学校医」と「産業医」の役割を分けるための契約分離が推奨されていること
- ・現状6割強が別々の契約書を使用していること
- ・出務者の身分保障の観点から個人ではなく医療機関単位での委託契約への移行が求められること（現状の導入率は8～31%）
- ・報酬は1年分の定額受領が主流だが、自治体間の単純比較が困難な実態があること

以上の議事報告の後、各都道府県担当理事と活発な質疑応答が行われました。

茨城県医師会からは、内科健診を全員一律に実施する必要があるのか。例えば、結核は過去15年間での発見数がわずか23人であるのに対し、2025年の児童生徒の自殺者は532人に上っている。これほどの格差がある中で、何を目的に健診を行っているのか。眼科や耳鼻咽喉科にしても、視力・聴力検査によるスクリーニングで十分ではないか。学校に関する法律を維持することに固執せず、中身を根本から見直

すべきではないか等、厳しいですが率直な思いの質問がありました。「重点的健診」の導入等負担軽減に向けた議論や、施行規則の改正に向けた検討は始まっているとの回答でした。

東京都医師会からは、学校医の業務が極めて低い水準の費用で実施されておりボランティア的な位置づけになっている。学校側からは「予算が限られているので来ないでほしい」といった声もあった。金銭的対価の面についてある程度全国的に一定の基準が保たれる体制が求められ、その方向性を日本医師会から国や都道府県に対して示していく必要はないか。産業医のみで生計を立てている医師も多い中、学校医のみで生活が成り立つという状況にはない。学校医として相応の報酬を求める以上、それに見合った活動内容や知識・専門性を備えて職務にあたることは当然であるが、学校保健・学校医を専門領域として位置づけ、職務的・社会的立場が確立されれば、学校医を希望する医師も増えるのではないかと。この点についても、日本医師会を中心にご検討いただきたいとの提案がありました。学校医業務を産業医と単純比較することは制度上難しい面がある。学校医関係経費は多くの自治体で交付金により措置されており、まずは算定された交付金が実際に学校医へ適切に

配分されているかの検証が重要である。学校医業務の実態を示したうえで、業務量に対し報酬が不足しているという根拠をもって協議することが現実的ではないか、との回答でした。

日本の学校健診は世界に誇るシステムです。当たり前のシステムではなく、学校医のボランティア的精神によって成り立っています。しかし近年、児童や保護者から我々に届くのはクレームの声です。我々が行っている学校健診は自己満足であり望まれていない健診なのではないでしょうか。なぜ健診をする側とされる側の思いに乖離があるのでしょうか。価値観の多様化、多様性の時代、個人情報やプライバシー尊重、溢れる情報やSNSで簡単に情報発信ができる等デジタル環境の変化、等々。その要因を検討することがこれからのより良い学校健診を考えるヒントになるのではないかと考えています。

学校医と児童、お互いが感謝の気持ちを持ち笑顔で健診が行える。近々、そんな学校健診現場になっていることを期待しています。

※報告書の詳細につきましてはホームページをご参照下さい。

<https://www.okinawa.med.or.jp/medical/kaihou/houkoku/202303-2/>



お知らせ

暴力団追放に関する相談窓口

暴力団に関するすべての相談については、警察ではもちろんのこと、暴力団追放沖縄県民会議でも応じており、専門的知識や経験を豊富に有する暴力追放相談委員が対応方針についてアドバイスしています。

暴力団の事でお困りの方は一人で悩まず警察や当県民会議にご相談下さい。

●暴力団に関する困り事・相談は下記のところへ

受付 月曜日～金曜日（ただし、祝祭日は除きます） 午前8時30分～午後5時15分

TEL (098) 858-8930 FAX (098) 858-8931 (24時間対応可)

電話による相談で不十分な場合は、面接によるアドバイスを行います。

「暴力団から不当な要求を受けてお困りの方は……悩まずに今すぐご相談を（相談無料・秘密厳守!）」

財団法人 暴力団追放沖縄県民会議